

青色申告

蒲田会報

No. 760

平成 30 年
9 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎



着任のあいさつ

蒲田税務署長 岡 部 静 明

新秋の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この7月の人事異動により、東京国税局調査四部調査51部門統括官から蒲田税務署長を拝命しました岡部でございます。前任の小原同様、よろしくお願いいたします。

江川会長をはじめ、役員・会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な執行に對しまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、永年にわたり各種講習会の開催や記帳確認・記帳指導の実施、また、税を考える週間における街頭広報や税金クイズの開催など、幅広い事業活動を精力的に展開される中で、青色申告制度の普及・育成及び納税道義の高揚、誠実な記帳と適正な申告の推進に大きく貢献されておられます。

特に、平成29年分の確定申告におきましては、e-Taxの利用拡大に向け、会員の皆様方に対して税理士による代理送信の推進に取り組まれるとともに、青色コーナーにおける一般納税者への記帳や青色申告制度の説明など、多大なご協力をいただきました。

こうした皆様方のご尽力と熱意ある活動に對しまして、深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

近年の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の進展等、大きく変化しています。私ども

もが、税務行政を執行するに当たり、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を達成するため、これらの変化に的確に對応し、納税者の皆様の理解と信頼を得ながら、職員一人一人が適切に事務を遂行し、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収事務に努めているところです。

さて、平成31年10月1日から消費税率の引上げと軽減税率制度が導入され、平成35年(2023年)10月1日からは適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施されます。

軽減税率対象品目を取り扱う課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する課税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。また、免税事業者や日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この軽減税率制度等の円滑な実施に向け、私ども、国税当局といたしましては、説明会の開催やパンフレットの送付など、制度の広報・周知・指導・相談等に取り組んでいるところです。

会員の皆様におかれましては、制度についての理解を深め、ご自身の準備を進めていただくとともに、地元地域の皆様への広報活動におきまして一層のご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の更なるご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

蒲田税務署

担当の方々のご紹介



近藤 副署長

〔出身地〕 東京都
〔趣味〕 ゴルフ

〔メッセージ〕 この度の異動で、広島国税不服審判所から参りました。

蒲田青色申告会の皆様には、常日頃から税務行政に對しまして格別のご理解と多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

これまで同様、皆様方との協調関係を維持して、より良好な関係を築いていきたいと考えておりますので、今年一年どうぞよろしくお願いいたします。



佐藤 個人課税第 1 統括官

〔出身地〕 横浜市
〔趣味〕 ジョギング

〔メッセージ〕 緑署から異動となりました。

貴会の皆様には、税務行政につきまして日頃から並々ならぬご協力を賜り、ありがとうございます。

前任同様、会勢拡大・青色申告普及に向けて、足並みを揃えて取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。



大平 指導上席

〔出身地〕 東京都
〔趣味〕 散歩・寺社巡り

〔メッセージ〕 豊島署から異動してまいりました。

皆様とともに青色申告の普及に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

経営改善資金（マル経融資）

経営改善資金（マル経融資）は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

【融 資 対 象】

- ・従業員 20 人以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は 5 人以下）の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不 要

【融 資 限 度 額】・2, 0 0 0 万円

【返 済 期 間】・運転資金… 7 年以内
・設備資金… 10 年以内

【利 率】・1.11 %（8 月 7 日現在）

【資 金 使 途】・運転資金
・設備資金

大田区より

支払った利息の 30% が
3 年間、補助されます。

「この融資限度額、返済期間の取扱は平成 31 年 3 月 31 日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談（予約制・無料）・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 5 階

電 話 03 (3734) 1621

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

ワンポイント情報**個人所得課税の見直し (PART 2)**

(4) 扶養親族等の範囲について、次の改正が行われました。

- ① 勤労学生合計所得金額要件を75万円以下(改正前:65万円以下)に引き上げる(所法2①三十二)。
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族合計所得金額要件を48万円以下(改正前:38万円以下)に引き上げる(所法2①三十三、三十四)。
- ③ 源泉控除対象配偶者合計所得金額要件を95万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げる(所法2①三十三の四)。

(5) 配偶者特別控除(所法83の2)について、対象となる配偶者合計所得金額要件を48万円超133万円以下(改正前:38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました(所法83の②1一)。

(6) 特定支出控除(所法57の2)

特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出を加えるとともに(所法57の2②、所令167の3②)、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1か月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃した上、帰宅のために通常要する自動車等を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加えることとされました(所令167の3⑤)。

(7) 青色申告特別控除(措法25の2)について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(改正前:65万円)に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました(措法25の2③④、措規9の6②～⑤)。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」(以下これを「電磁的記録の備付け等」という。)を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

※ 同年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録の備付け等に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録の備付け等を行っているときは、上記(7)①の要件を満たすこととする等の所要の措置が講じられています(改正法附則1六、2、14、15、70、79～81、改正所令附則9)。

(8) 所得金額調整控除(措法41の3の3)等の創設

- ① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の100分の10相当額を、給与所得の金額から控除することとされました(措法41の3の3①⑤)。
- ② その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました(措法41の3の3②⑥)。
- ③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとされました(措法41の3の4①)。
- ④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除することとされました(措法41の3の3⑥)。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税 第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁で10月1日(月)までにお納めください。納税には、安心で便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

☆小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、平成30年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるには申請が必要です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

☆災害等により甚大な被害を受けた方 に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって

税金を軽減または免除する制度があります(※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます)。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税などです。いずれの場合にも、納税者ご本人による申請が必要です。詳しくは、所管の都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

当会は駐車場・駐輪場がございませんので、事務局へお越しの際は、公共の交通機関か、最寄りの有料駐輪場等をご利用くださいますようお願いいたします。無断駐輪等は、近隣のかたのご迷惑となりますのでおやめください。

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

9月25日(火)に平成30年11月～31年1月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

一般社団法人

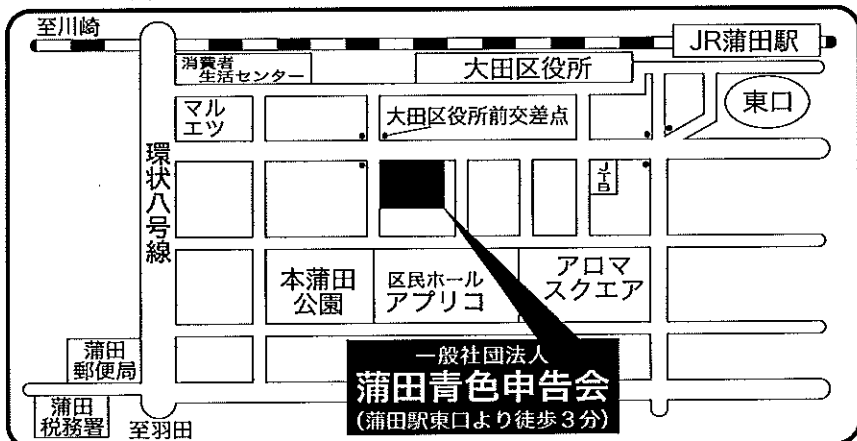
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



八月 事業報告

一〇日 執行部会

納涼会

二二日～二三日 新規入会者個別指導会

二三日 理事会

二八日 東青連

陣式

東京プリンスホテル